

Help Rohingya会則

2018年3月制定・施行

1. 会の名称

会の名称を「Help Rohingya」とする。

2. 設立年月日

2018年3月1日

3. 会の事務所と連絡先

静岡県浜松市中区中央2-1-1の静岡文化芸術大学、下澤研究室（TEL:053-457-6149）とする。

4. 会の目的

この会は、ミャンマーラカイン州及びバングラデシュ南東部に生活するロヒンギャ族の基本的人権が守られ、尊厳を持って生活できる平和な社会の実現を目指す。

5. 会の活動

この会は、目的を達成するため以下の活動を行なう。

- (1) バングラデシュ南東部及びミャンマーラカイン州の平和を促進する活動
- (2) ロヒンギャ族の生命、財産を守るための支援活動
- (3) ロヒンギャ族の基本的人権を守るための支援活動
- (4) バングラデシュ南東部及びミャンマーラカイン州の政治的実態を国際社会に発信する活動
- (5) その他目標を達成するために必要な活動

6. 会員

- (1) 会の活動に賛同する静岡文化芸術大学の学生は会員になることができる。
- (2) 会員は任意に退会することができる。

7. 役員と役割

- (1) この会は、会の活動のために会員の中から以下の役員を置く。
共同代表2名
会計1名
- (2) 役員は参加メンバーの互選によって選ぶ

8. 活動年度

活動は4月に開始し、次年度の3月までを年度とする。

9. 会則の変更

会則は会員の協議によって民主的な合意に基づき変更することができる。

10. 役員リスト

共同代表 稲川望（静岡文化芸術大学2年）
共同代表 松本真吏（静岡文化芸術大学2年）
会計 下澤 嶽（静岡文化芸術大学教授）

以上